

委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン

(R3.11.10改定)

1. 評価割合及び評価点

評価割合及び評価点は、枚方市契約規程第25条各号に規定する対象業務により、下表に定めるとおりとする。
ただし、下表により難しい特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第1号に規定する対象業務（標準的な業務）	評価割合	価格評価 5割：（技術的評価＋社会的価値評価） 5割
	評価点	価格評価点 100点：技術的評価点 40点：社会的価値評価点 60点
第2号に規定する対象業務のうち、第1号に規定する標準的な業務と高度（特殊）な技術や専門性を要する業務を含むもの	評価割合	価格評価 5割：（技術的評価＋社会的価値評価） 5割
	評価点	価格評価点 100点：技術的評価点 60点：社会的価値評価点 40点
第2号に規定する対象業務のうち、高度（特殊）な技術や専門性を要する業務 ※社会的価値評価項目は、法令等の義務付け事項のみ	評価割合	価格評価 5割：（技術的評価＋社会的価値評価） 5割
	評価点	価格評価点 100点：技術的評価点 80点：社会的価値評価点 20点

2. 評価基準

評価の基準に取り入れていく標準的な項目は、次のとおりとする。

評価項目		評価内容		徴収書類	確認方法等	
分類	細分類	項目	詳細			
1	価格評価	※計算式	配点×（予定価格－入札金額）／（予定価格－調査基準価格等）＜小数点以下切捨て＞	入札参加申請書＜指定様式＞ 入札価格内訳書＜指定様式＞	—	
2	技術的評価	※計算式	個別項目の得点の和	—	—	
		(1) 技術提案	① 技術提案書の内容	技術提案書（履行計画書、履行体制図、BCP（業務継続計画）等）の内容を評価する。	技術提案書（履行計画書、履行体制図、BCP（業務継続計画）等）（任意様式）	仕様書等に基づき、技術提案書（履行計画書、履行体制図、BCP（業務継続計画）等）により確認。
		(2) 研修体制	① 技術力向上のための研修制度等の設置	ア. 本件業務に関する研修の実施状況を評価する。（告示日の属する年度の前年度から過去3年度間）	研修実施報告書＜指定様式＞、受講修了証及び研修資料	仕様書等に基づき、研修実施報告書、受講修了証により確認。
				イ. 本件業務に関する研修計画の内容及び研修回数等を評価する。（契約期間中）	研修実施計画書＜指定様式＞	仕様書等に基づき、研修実施計画書により確認。
(3) 品質保証への取り組み	① 品質向上への取り組み体制	ア. 本件業務に関する有効なマネジメントシステムの取得状況を評価する。	第三者認証・検査機関からの本件業務に関する有効なマネジメントシステムの取得状況を確認できる書類	仕様書等に基づき、提出された書類が本業務に関連する有効なマネジメントシステムに該当するかを判断して確認。		
		イ. 苦情処理要領（マニュアル等）の整備状況及び内容を評価する。	苦情処理要領（マニュアル等）	苦情処理体制を苦情処理要領（マニュアル等）により確認。		

	②自主検査体制	ア. 自主検査体制の整備状況を評価する。	自主検査体制に関する規定（任意様式）	仕様書等に基づき、自主検査体制に関する規定により確認。
		イ. 本件業務における自主検査体制の方法を評価する。	本件業務における自主検査体制計画書（任意様式）	仕様書等に基づき、自主検査体制計画書により確認。
3 社会的 価値 評価	※計算式	個別項目の得点の和	—	—
	①障害者雇用率	障害者雇用率を評価する。 ただし、2.31%以上である場合に限り、評価対象とする。また、子会社に雇用される労働者に関する特例は適用しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・常用雇用労働者数が43.5人以上の事業者 障害者雇用状況報告書 ・常用雇用労働者数が43.5人未満の事業者 障害者雇用状況報告書<指定様式> 	障害者雇用状況報告書により確認。
	②障害者の新規雇用	身体障害者、知的障害者及び精神障害者の新規雇用予定者数を評価する。（本件業務履行場所における新規雇用に限る。）	障害者雇用計画書<指定様式>	障害者雇用計画書により確認。
	③就職困難者の新規雇用	就職困難者の新規雇用予定者数を評価する。（本件業務履行場所における新規雇用に限る。） 就職困難者…本ガイドラインでは、65歳以上の高齢者、又は雇用保険法施行規則第110条第2項第1号に掲げる特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の対象労働者（母子家庭の母、父子家庭の父など。ただし、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。）のいずれかに該当する者をいう。なお、評価においては当該助成金の活用を要件としない。	就職困難者雇用計画書<指定様式>	就職困難者雇用計画書により確認。
	④就労支援への取組み	ア. 就労支援制度（トライアル雇用助成金に限る。）の活用を評価する。（告示日の属する年度の前年度から過去3年度間）	トライアル雇用助成金支給決定通知書	トライアル雇用助成金支給決定通知書により確認。
		イ. 北河内地域若者サポートステーションの職場体験に協力していることを評価する。（告示日の属する年度の前年度から過去3年度間）	北河内地域若者サポートステーションの職場体験に協力していることがわかる書類（任意様式）	北河内地域若者サポートステーションの職場体験に協力していることがわかる書類により確認
	⑤環境報告書の公表及び環境マネジメントシステムの認証状況	ア. 環境報告書※1を告示日の属する年度の前年度から過去3年度間にわたって公表していることを評価する。	過去3年度間の環境報告書の公表方法を示した書類（任意様式）	環境報告書の公表方法を記述した書類により確認。
イ. 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、KES・環境マネジメント・システム・スタンダード及びエコステージに限る。）の認証状況を評価する。（申請中のものを含む。）		環境マネジメントシステムの認証・登録証の写し・申請中である旨の証明書	各種登録証等により確認。	

⑥仕事と育児又は家族介護の両立支援	ア. 育児・介護休業法の基準を上回る規定（育児休業期間の延長、子の看護休暇日数の上乘せ等）を整備していることを評価する。	育児・介護休業法の基準を上回る制度に係る社内規程	育児・介護休業法の規定による制度に係る社内規程により確認。
	イ. 育児・介護休業法の規定による育児休業又は介護休業の取得率を評価する。（告示日の属する年度の前年度から過去3年度間）（特に男性の取得）	育児休業又は介護休業の過去3年度間の取得率がわかる書類（任意様式）	育児休業又は介護休業の取得率がわかる書類により確認。
⑦ハラスメント防止への取組み	ア. ハラスメント相談の外部受付窓口の設置について評価する。	ハラスメント相談の外部受付窓口の設置状況がわかる書類（任意様式）	ハラスメント相談の外部受付窓口の設置状況がわかる書類により確認。
	イ. 継続的、定期的なハラスメント研修の実施状況の評価する。（告示日の属する年度の前年度から過去3年度間）	ハラスメント研修実施報告書＜指定様式＞	ハラスメント研修実施報告書及び当該研修の受講修了証と研修資料により確認。
⑧女性の採用・職域拡大への取組み	ア. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定又は認定を評価する。	厚生労働大臣（労働局）に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の控え（受理印を受けた届の写し）または厚生労働大臣（労働局）の認定通知書	厚生労働大臣（労働局）に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の控え（受理印を受けた届の写し）または厚生労働大臣（労働局）の認定通知書により確認。
	イ. 管理職（女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定申請における管理職をいう。）に占める女性の割合を評価する。（告示日現在）	管理職名簿＜指定様式＞、就業規則、給料表等	管理職名簿及び就業規則、給料表等で確認。
⑨人権啓発の取組み	ア. 公正採用選考人権啓発推進員の設置を評価する。	公正採用選考人権啓発推進員の設置状況がわかる書類（任意様式）	公正採用選考人権啓発推進員の設置状況がわかる書類により確認。
	イ. 継続的、定期的な人権研修の実施状況の評価する。（告示日の属する年度の前年度から過去3年度間）	人権研修実施報告書＜指定様式＞	人権研修実施報告書及び当該研修の受講修了証と研修資料により確認。
	ウ. 性的マイノリティ支援に関する取組み内容の評価する。	性的マイノリティ支援に関する取組み内容がわかる書類（任意様式）	性的マイノリティ支援に関する取組み内容がわかる書類により確認。
⑩市内居住者の新規雇用	枚方市内居住者の新規雇用予定者数を評価する。（就業場所は問わない。）	枚方市内居住者雇用計画書＜指定様式＞	枚方市内居住者雇用計画書により確認。

※1 環境報告書… 事業者が自らの事業活動に伴う環境配慮の状況について定期的に公表しているもので、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第8条第1項に基づき定められた記載事項を含む文書

3. その他

評価基準は、入札説明書、入札公告等に明記するものとする。